



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
12月17日
第573号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示	
都市計画の変更(都市計画課)	1
○ 公 告	
特定病院の公告(障害福祉課)	2
応急入院指定病院の公告(障害福祉課)	2
特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告(障害福祉課)	2
県営土地改良事業変更計画決定公告(耕地課)	2
公共測量実施公告(監理課)	2
環境影響評価書の縦覧公告(都市計画課)	3
○ 県 税 事 務 所 告 示	
軽油引取税の特約業者の指定の取消し(南部)	3
○ 正 誤	
※令和6年4月1日付け号外②滋賀県人事委員会規則第14号中	4

告 示

滋賀県告示第409号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・100号 志賀幹線
- 都市計画を変更する土地の区域 大津市北小松
- 図書の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号

滋賀県告示第410号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき高島都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 都市計画の種類 高島都市計画道路 3・1・1号 高島幹線
- 都市計画を変更する土地の区域 高島市鶴川から高島市勝野まで
- 図書の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県高島土木事務所管理調整課 高島市今津町今津175番地

公 告

特定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項および第33条第3項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定した。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号	令和6.12.21 } 令和9.12.20

応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の6第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号	令和6.12.21 } 令和9.12.20

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の6第2項後段の規定による措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号	令和6.12.21 } 令和9.12.20

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営草津用水2期地区土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和6年12月6日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営草津用水2期地区土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業)変更計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および草津市環境経済部農林水産課
- 縦覧期間 令和6年12月17日から令和7年1月22日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和7年2月6日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司か

ら公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和6年12月15日から令和7年3月14日まで

環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第19条第2項の規定に基づき、国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事、大津市長および高島市長に送付しましたので、同規則第46条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書および要約書を縦覧に供します。

令和6年12月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 条例第35条の2第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 長谷川朋弘 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画対象事業の名称等
 - (1) 名称 国道161号小松拡幅13工区
 - (2) 種類 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域における道路の改築
 - (3) 規模 延長約4.3km、4車線道路
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域 大津市および高島市
- 5 環境影響評価書および要約書の縦覧場所
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県高島環境事務所(高島市今津町今津1758)
大津市建設部広域事業室(大津市御陵町3番1号)
大津市小松支所(大津市北小松565)
高島市都市整備部土木課国県事業対策室(高島市新旭町北畑565番地)
高島市高島支所(高島市勝野215)
なお、令和6年12月17日から令和7年1月16日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>)でも御覧いただけます。
- 6 環境影響評価書および要約書の縦覧の期間および時間 令和6年12月17日から令和7年1月16日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
環境影響評価書および要約書の縦覧に関すること 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182
都市計画対象道路事業に関すること 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

県税事務所告示

滋賀県南部県税事務所告示第1号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第58条の3第3項の規定に基づき、次の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和6年12月17日

滋賀県南部県税事務所長 里井伸次

氏名または名称(法人にあつては代表者の氏名を含む。)	主たる事務所または事業所の所在地	取消年月日
株式会社 中西商店	大津市際川二丁目18番7号	令和6.11.30

代表取締役 中西勲

正 誤

令和6年4月1日付け号外(2)滋賀県人事委員会規則第14号中

ページ	行	誤	正
7	1	同条第3項中「職員(前項に規定する職員)」を「職員等(前項に規定する職員等)」に改める。	同条第3項中「職員(前項に規定する職員)」を「職員等(前項に規定する職員等)」に、「14年」を「23年」に改める。